

公益社団法人青森県観光国際交流機構 賛助会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人青森県観光国際交流機構（以下「機構」という。）の定款第5条に定める賛助会員についての必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、機構が行う公益目的事業の国際交流事業の推進を賛助する法人その他団体及び個人とする。

(入会)

第3条 賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

(退会手続)

第4条 賛助会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(賛助会員資格の喪失)

第5条 賛助会員は、次の事由により会員資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 個人会員にあつては死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 団体会員にあつては解散したとき。
- (4) 2年以上賛助金を滞納したとき
- (5) 除名されたとき。

(賛助会員の除名)

第6条 賛助会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事長は当該賛助会員を除名することができる。

- (1) 機構の定款もしくは規程に違反したとき。
- (2) 機構の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(賛助金)

第7条 賛助会員は、次に掲げる区分により1口以上の賛助金を納入するものとする。

- (1) 個人会員 1口 年間 3,000円
- (2) 団体会員 1口 年間 10,000円

2 退会し又は除名された賛助会員がすでに納入した賛助金はこれを返還しない。

(賛助金の使途)

第8条 賛助金は、機構の当該年度の公益目的事業の国際交流事業に使用するものとする。

(その他の事項)

第9条 この規程に定めるもののほか、賛助会員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (令和4年10月1日)

この規程は、公益社団法人青森県観光連盟と公益財団法人青森県国際交流協会の合併の効力の発生した日から施行する。